

目 次

教育委員会規則

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則…………… 2

教育長訓令

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令…………… 5

告示

- 令和元年度北海道学校給食功績者表彰について…………… 6

正誤

- 平成31年4月16日付け第6224号の正誤について…………… 7
○平成31年4月26日付け第6225号の正誤について…………… 7

公布された教育委員会規則のあらまし

◆不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第2号）

1 趣旨

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係教育委員会規則の整理を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。

2 内容

次の教育委員会規則で定める様式の規格の表記について、「日本工業規格」から「日本産業規格」に改めることとした。

- (1) 北海道立高等学校学則
- (2) 博物館の登録に関する規則
- (3) 北海道学校職員等の宿日直手当の支給に関する教育委員会規則
- (4) 教育職員免許法施行細則
- (5) 教育職員免許法施行法施行細則
- (6) 義務教育諸学校学級編制基準規則
- (7) 北海道教育委員会庁舎管理規則
- (8) 北海道立青少年体験活動支援施設利用規則
- (9) 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則
- (10) 社会教育主事資格認定規則
- (11) 学校教育法施行細則
- (12) 北海道立特別支援学校学則
- (13) 北海道有朋高等学校学則
- (14) 天然記念物北海道犬保存規則
- (15) 北海道教育委員会公印規則
- (16) 北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則
- (17) 北海道立学校条例施行規則
- (18) 北海道立北方民族博物館利用規則
- (19) 技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則
- (20) 北海道立美術館利用規則
- (21) 北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則
- (22) 北海道立文学館利用規則
- (23) 北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則
- (24) 北海道立釧路芸術館利用規則
- (25) 北海道立埋蔵文化財センター利用規則
- (26) 北海道立高等学校通学区域規則
- (27) 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則
- (28) 北海道立中等教育学校学則

(29) 特例民法法人の監督に関する教育委員会規則

(30) 北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める教育委員会規則

(31) 北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則

3 施行期日

この教育委員会規則は、令和元年7月1日から施行することとした。

教 育 委 員 会 規 則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

令和元年6月25日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

北海道教育委員会規則第2号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

(北海道立高等学校学則の一部改正)

第1条 北海道立高等学校学則(昭和26年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第9号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(博物館の登録に関する規則の一部改正)

第2条 博物館の登録に関する規則(昭和27年北海道教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道学校職員等の宿日直手当の支給に関する教育委員会規則の一部改正)

第3条 北海道学校職員等の宿日直手当の支給に関する教育委員会規則(昭和28年北海道教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(教育職員免許法施行細則の一部改正)

第4条 教育職員免許法施行細則(昭和37年北海道教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第27号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(教育職員免許法施行法施行細則の一部改正)

第5条 教育職員免許法施行法施行細則(昭和37年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(義務教育諸学校学級編制基準規則の一部改正)

第6条 義務教育諸学校学級編制基準規則(昭和41年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3号様式から第4号様式の2までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道教育委員会庁舎管理規則の一部改正)

第7条 北海道教育委員会庁舎管理規則(昭和42年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立青少年体験活動支援施設利用規則の一部改正)

第8条 北海道立青少年体験活動支援施設利用規則(昭和48年北海道教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則の一部改正)

第9条 公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付規則(昭和50年北海道教育

委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第17号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(社会教育主事資格認定規則の一部改正)

第10条 社会教育主事資格認定規則(昭和52年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第11条 学校教育法施行細則(昭和53年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第36号様式まで、別記第38号様式、別記第39号様式、別記第42号様式から別記第53号様式まで、別記第55号様式から別記第57号様式まで及び別記第59号様式から別記第64号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立特別支援学校学則の一部改正)

第12条 北海道立特別支援学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第7号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道有朋高等学校学則の一部改正)

第13条 北海道有朋高等学校学則(昭和55年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第9号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(天然記念物北海道犬保存規則の一部改正)

第14条 天然記念物北海道犬保存規則(昭和61年北海道教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道教育委員会公印規則の一部改正)

第15条 北海道教育委員会公印規則(昭和61年北海道教育委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和62年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

附則別記様式及び別記第1号様式から別記第12号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立学校条例施行規則の一部改正)

第17条 北海道立学校条例施行規則(平成元年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立北方民族博物館利用規則の一部改正)

第18条 北海道立北方民族博物館利用規則(平成2年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第1号様式の2中「日本工業規格A列4版」を「日本産業規格A列4番」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則の一部改正)

第19条 技能教育施設の指定等に関する教育委員会規則(平成2年北海道教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立美術館利用規則の一部改正)

第20条 北海道立美術館利用規則(平成4年北海道教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第7号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則の一部改正)

第21条 北海道教育委員会が保有する個人情報の保護に関する教育委員会規則(平成6年北海道教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第24号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立文学館利用規則の一部改正)

第22条 北海道立文学館利用規則(平成6年北海道教育委員会規則第22号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第1号様式の2中「日本工業規格A列4版」を「日本産業規格A列4番」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正)

第23条 北海道情報公開条例の施行に関する教育委員会規則(平成10年北海道教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第13号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立釧路芸術館利用規則の一部改正)

第24条 北海道立釧路芸術館利用規則(平成10年北海道教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第1号様式の2中「日本工業規格A列4版」を「日本産業規格A列4番」に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立埋蔵文化財センター利用規則の一部改正)

第25条 北海道立埋蔵文化財センター利用規則(平成11年北海道教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立高等学校通学区域規則の一部改正)

第26条 北海道立高等学校通学区域規則(平成16年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正)

第27条 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の施行に関する教育委員会規則(平成17年北海道教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立中等教育学校学則の一部改正)

第28条 北海道立中等教育学校学則(平成18年北海道教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第14号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(特例民法法人の監督に関する教育委員会規則の一部改正)

第29条 特例民法法人の監督に関する教育委員会規則(平成20年北海道教育委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める教育委員会規則の一部改正)

第30条 北海道職員等の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給制限等に係る書面の様式を定める教育委員会規則(平成21年北海道教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第11号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則の一部改正)

第31条 北海道いじめの防止等に関する条例の施行に関する教育委員会規則(平成26年北海道教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この教育委員会規則は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則による改正前の教育委員会規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育委員会規則による改正後の教育委員会規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

教 育 長 訓 令

北海道教育委員会教育長訓令第2号

庁 中 一 般
所 管 機 関

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令を次のように定める。

令和元年6月25日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係教育長訓令の整理に関する教育長訓令

(免許状事務処理規程の一部改正)

第1条 免許状事務処理規程(昭和37年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第6号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道立学校職員服務規程の一部改正)

第2条 北海道立学校職員服務規程(昭和41年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第17号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程の一部改正)

第3条 北海道教育委員会の任命に係る職員の被服貸与規程(昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び別記第2号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道教育庁職員服務規程の一部改正)

第4条 北海道教育庁職員服務規程(昭和45年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式の2までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第4号様式の3中「日本工業規格A列4版」を「日本産業規格A列4番」に改める。

別記第5号様式から別記第8号様式まで、別記第11号様式及び別記第12号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(教育財産規則施行規程の一部改正)

第5条 教育財産規則施行規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第2号様式、別記第5号様式から別記第11号様式まで及び別記第13号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(居住施設管理規程の一部改正)

第6条 居住施設管理規程(昭和47年北海道教育委員会教育長訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第5号様式まで及び別記第7号様式から別記第11号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道教育委員会庁用自動車管理規程の一部改正)

第7条 北海道教育委員会庁用自動車管理規程(昭和54年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(所管機関公印規程の一部改正)

第8条 所管機関公印規程(平成元年北海道教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(北海道美術品取得基金管理規程の一部改正)

第9条 北海道美術品取得基金管理規程(平成5年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第8号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(教育庁文書管理規程の一部改正)

第10条 教育庁文書管理規程(平成10年北海道教育委員会教育長訓令第8号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式から別記第9号様式まで及び別記第12号様式から別記第15号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(所管機関文書管理規程の一部改正)

第11条 所管機関文書管理規程(平成17年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式まで及び別記第7号様式から別記第9号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(道立学校自動車管理規程の一部改正)

第12条 道立学校自動車管理規程(平成18年北海道教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(道立学校文書管理規程の一部改正)

第13条 道立学校文書管理規程(平成22年北海道教育委員会教育長訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第3号様式まで、別記第5号様式から別記第7号様式まで及び別記第9号様式から別記第11号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(道立学校公印規程の一部改正)

第14条 道立学校公印規程(平成22年北海道教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この教育長訓令は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この教育長訓令の施行の際現にこの教育長訓令による改正前の教育長訓令の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この教育長訓令による改正後の教育長訓令の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告

示

北海道教育委員会告示第6号

次の者を、北海道学校給食功績者表彰要項(昭和56年4月3日教育長決定)の規定に基づき、令和元年度北海道学校給食功績者表彰被表彰者として、令和元年6月19日に決定した。

令和元年6月25日

北海道教育委員会教育長 佐 藤 嘉 大

鷹栖町学校給食センター調理員(臨時職員)

木 下 美佐子

枝幸町学校給食センター調理員(臨時職員)	木村末子
苫前町学校給食共同調理場給食調理員(非常勤)	香西昭子
北海道今金高等養護学校給食調理員(非常勤)	高野美智代
札幌市立手稲中学校栄養教諭	千葉直美
札幌市立豊平小学校調理員	灰野由希子
稚内市学校給食センター技師(給食調理員)	長谷川吉伸
北海道札幌視覚支援学校栄養教諭	門馬則子
遠軽町立南中学校給食調理員	山本洋子
北海道紋別養護学校給食調理員(非常勤)	結城明美

正

誤

平成31年(2019年)4月16日付け第6224号に掲載の「平成31年3月29日付け第6223号の正誤について」に次の誤りがあったので、訂正します。

(誤)

道立自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令

(正)

道立学校自動車管理規程の一部を改正する教育長訓令

平成31年(2019年)4月26日付け第6225号に掲載の「元号を改める政令の施行に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則」(北海道教育委員会規則第9号)に次の誤りがあったので、訂正します。

第7条中

(誤)

別記第1号様式から別記第17号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

(正)

別記第1号様式中「平成 年 月 日」を「令和 年 月 日」に改める。

別記第2号様式から別記第17号様式までの規定中「平成」を「令和」に改める。

